

令和8年第2回 安芸太田町農業委員会総会 議事録 (第2号)

招 集 年 月 日	令和8年2月25日 (水)		
招 集 の 場 所	本庁 大集会室		
開閉会日時及び 宣 告	開会	令和8年2月25日 14時00分	議長 河本 穂津雄
	閉会	令和8年2月25日 14時30分	
応(不応)招委員及び 出席並びに欠席委員 出 席 10 名 欠 席 0 名 凡 例 ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す △⊗ 公務欠席を示す	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	河野 幸枝	○
	2	佐藤 潤	○
	3	沖 貴雄	○
	4	宮本 千春	○
	5	藤井 里枝	○
	6	斎藤 文彦	○
	7	武本 宮紀	○
	8	影井 伊久美	○
	9	笠井 清孝	○
	10	河本 穂津雄	○
議事録署名委員	7 番	武本 宮紀	
	8 番	影井 伊久美	

議長	<p>それでは、議案第9号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第9号の説明をさせていただきます。議案書10ページ、資料1をご覧ください。農地法第18条の規定による通知が提出されております。本件は次の議案第10号で対象となっている土地が含まれており、議案第9号として提出をしております。内容の説明に入ります。こちらは、令和3年7月に土地所有者の■■■■さんから■■■■さんへ、解除条件付きで賃貸借契約を結んでいたものです。今回の通知は農業事業を撤退したことから合意解約したため提出をされたものになります。資料は対象者の通知書、合意解約書、地図を一式としております。農地の賃貸借契約の解約等を行う場合には、本来ならば農業委員会の許可が必要ですがこの度の解約はそれぞれ通知書の5番に記載のとおり、農地法第18条第1項第2号の該当にする土地引渡し前6か月以内の合意解約であるため、農業委員会の許可は不要となります。しかしながら、この規定に基づく解約を行った場合には、農地法第18条第6項の規定により解約した旨を農業委員会に通知しなければならない事となっております。本議案については資料1の通知書及び合意解約書の記述に不備がないか修正する点がないか確認、審査をしていただければと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、議案第9号について、審議に入ります。 議案第9号について質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第9号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第9号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第9号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第10号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第10号の説明をします。議案書の11ページをご覧ください。 農地法第3条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■、氏名が■■■■さん。耕作面積は6,418㎡です。譲受人の住所は■■■■、氏名が■■■■さん。耕作面積は0㎡です。権利の内容は売買による所有権移転となります。申請地は大字穴、字本郷、2548番地、2551番地1、地目がそれぞれ田、畑で合計面積が990㎡です。 理由としましては、譲渡人は耕作時間を確保できず管理困難なため譲り渡し、譲受人は耕作するため譲り受けるとなっております。以上です。</p>
議長	<p>続いて3番委員より説明をお願いします。</p>

	<p>となっています。また、土地利用計画図等も適正に作成されており、周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。なお、以前の所有者の■■■さんから母の所有時から農地法第4条許可申請を提出せず、申請地の一部を進入路として利用していたため、始末書が提出されております。以上となります。</p>
議長	<p>それでは、議案第11号について審議に入ります。 議案第11号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第11号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第11号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第11号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第12号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第12号の説明をします。議案書の17ページをご覧ください。 農地法第5条の規定による許可申請についてです。申請者、譲渡人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■さん。譲受人の住所は■■■■■■■■■■、氏名が■■■■■■■■■■。権利の内容は売買による所有権移転となります。 申請地は大字加計、字見入ヶ崎、803番地8、地目が畑で面積が12㎡です。 理由としましては、譲受人は隣接する宅地の一部として既に駐車場等に使用しているため、この度始末書を付しての申請をされております。以上です。</p>
議長	<p>続いて私の方から説明をさせていただきます。議案書17ページ、図面は18、19ページです。申請地は加計支所から南に1キロ進んだところにあります。本事案は、譲渡人■■■さんと、譲受人■■■■■■■■■■さんによります、宅地、倉庫への転用事案となっております。2月21日に現地確認、23日に譲渡人■■■さんへの聞き取り、24日に申請人の委任を受けた■■■行政書士事務所の■■■さんへの電話による聞き取りを行いました。その結果に基づいて事案説明をいたします。当該農地は、平成3年以降に申請地を含めた土地に宅地、倉庫が建設され今に至ります。そして、2、3年前に■■■さんから譲受人の■■■■■■■■■■さんへ売買譲渡をされましたが、申請地は農地であったため残っていたものです。現地の写真を資料5としてつけておりますが、倉庫の裏の三角の空き地の中に申請農地があります。そういうことで、この申請地は宅地、倉庫で利用されておりましたので、この事案は無断転用であったため、■■■さんより始末書が提出されております。事業規模から見て適切な面積であり周辺の営農条件に支障を生じる恐れもないと認められることから、許可相当と判断しました。審議のほどよろしく願いいたします。</p>

議長	<p>それでは、議案第 12 号について審議に至ります。 議案第 12 号について質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 それでは、議案第 12 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 12 号は申請のとおり承認決定いたしました。 次に、議案第 13 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 13 号について説明いたします。議案書の 20 ページをご覧ください。非農地証明申請についてです。申請者、住所は [REDACTED]、氏名が [REDACTED] さんです。申請地は大字遊谷、字遊谷、地番が 634 番地 6、地目は畑、面積が 42 m²です。理由としましては、地目変更し、対象地の近くで農地を管理している親戚へ渡すためです。2 月 13 日に 9 番委員と事務局 2 名の計 3 名で現地調査を行った結果について説明します。資料 3 をご覧ください。写真のとおり申請地は雑木が生えている状況です。申請者の [REDACTED] さんは、遠方に居住していることと、ご覧の状態のため農地として管理していくことが困難であると判断し、非農地申請に至ったものです。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第 13 号について審議に入ります。 議案第 13 号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第 13 号は申請のとおり、質疑なしと認めます。 それでは、議案第 13 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 13 号は申請のとおり承認決定いたしました。 それでは、議案第 14 号について事務局より議案の詳細説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 14 号の説明をします。議案書 23 ページ、資料 2 をご覧ください。本件は、安芸太田町長より安芸太田農業振興地域整備計画の変更について意見を求められているものです。内容については、資料 2、2 ページからご覧ください。社会情勢の変動、自然・社会・経済諸条件等から総合的に判断し、やむを得ないと認められるもの、及び農村生活の利便性の向上を図るため、農用地区域からの除外を行うものです。農業振興地域の整備に関する法律施行規則</p>

	<p>第3条の2、及び同施行令第3条の規程により、関係機関の広島市農協、太田川森林組合及び安芸太田町農業委員会より意見を聞くものとなっています。</p> <p>農振農用地からの除外についての要件は2点です。まず1点目に農振農用地である必要性がなく、他に代替地がないと認められること、2点目に営農に支障を及ぼす恐れがないと認められること、という2つの要件が満たされるかについて審議をお願いします。3ページから4ページをご覧ください。今回の10月の申出期間では4件の申出書が提出されております。位置番号1番の中筒賀三谷地区での宅地用地への転用の図面が10～14ページです。現況は休耕地で転用面積が300㎡です。2番、中筒賀伊保地地区での資材置場用地への転用が14～17ページです。現況は休耕地で合計面積は2,384㎡です。3番、穴坂根地区での太陽光発電施設用地への転用が18～21ページです。現況は休耕地で面積は767㎡です。4番、同じく穴坂根地区での太陽光発電施設用地への転用が22～25ページです。現況は休耕地で合計面積は1,394㎡です。</p> <p>以上4件で合計面積4,845㎡となっています。以上で説明を終わらせていただきます。審議のほどよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>それでは、議案第14号について審議に入ります。</p> <p>議案第14号について、質疑ありませんか。</p>
8番委員	<p>坂根の太陽光発電施設用地は営農型ですか。</p>
事務局	<p>営農型ではありません。</p>
8番委員	<p>わかりました。</p>
議長	<p>その他、質疑ありませんか。</p>
議長	<p>申請地の方はほとんど太陽光パネルになりますか。</p>
事務局	<p>ほとんどではなく、半分ぐらいが太陽光です。左側の位置番号の3-1から4-3までが太陽光の用地になっています。3ページから4ページを見ていただいたら、地図ではありませんが、位置ごとに理由をまとめております。</p> <p>全体が4,885㎡で、そのうちの2,424㎡が資材置場で、その他の欄に書かれている2,161㎡が太陽光発電の施設になります。なので、半分いかないぐらいが太陽光の割合を占めています。なお、この2番の資材置場は個人事業者さんで1事業者さんです。</p>
議長	<p>わかりました。</p> <p>その他、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは議案第14号は申請のとおり、質疑なしと認めます。</p>

	<p>それでは、議案第 14 号は申請のとおり承認の委員の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p>
議長	<p>挙手多数でありますので、議案第 14 号は申請のとおり承認決定いたしました。次に、報告事項に入ります。事務局より報告事項の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、報告事項が 1 点ございます。</p> <p>1 点目に農地法第 3 条の 3 の規定による届出書が 3 件出ております。資料 4 をご覧ください。広島市の■■■さん、安芸太田町の■■■さん、■■■さんからの相続の届出になります。</p> <p>届出に係る土地の所在、地番、地目等は、記載のとおりです。それぞれ記載内容に不備はないため、これらの届出を受理いたします。</p>
議長	<p>今の報告事項について、質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>質疑がないようですので、以上で報告事項を終わります。</p> <p>これをもちまして、本日提案した議案は、すべて承認決定されました。</p> <p>これで、令和 8 年第 2 回安芸太田町農業委員会総会を閉会します。(14 : 30)</p>
	<p>以上、相違のないことを証明するため、議事録の署名者とともに署名する。</p> <p>議 長</p> <p>7 番委員</p> <p>8 番委員</p>